

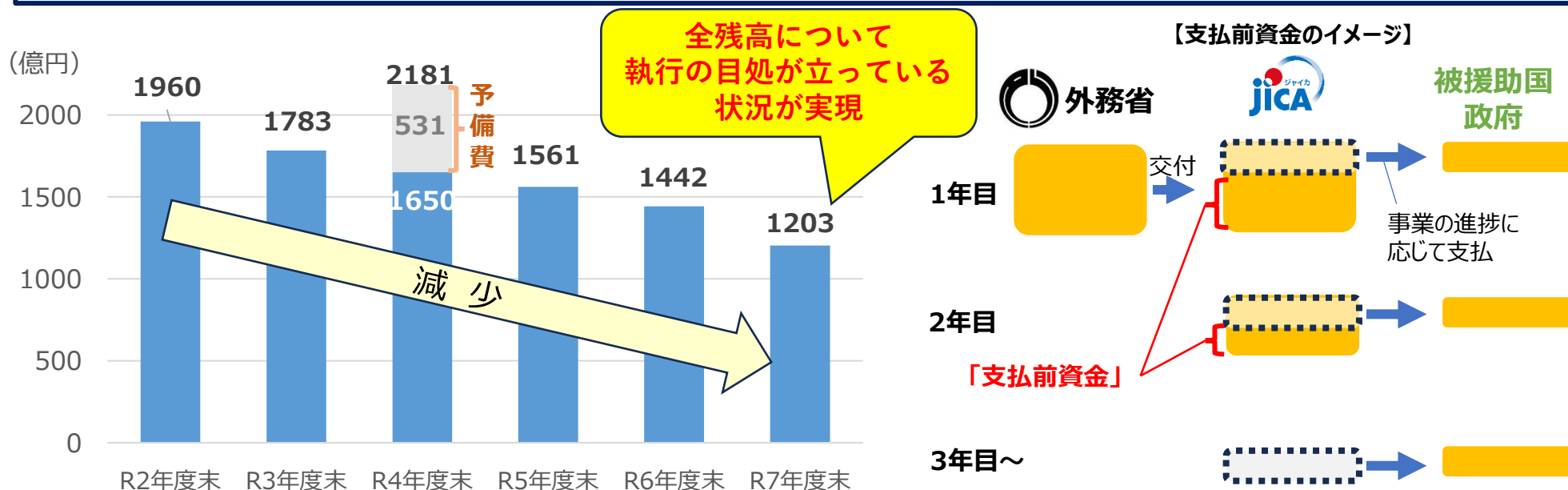
国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力資金（支払前資金）

1. 支払前資金とは

- ◆適切な資金管理の観点から、被援助国政府等への支払いは事業の進捗に応じて行なうこととなっており、JICA法の規定によりそれまでの期間はJICAが管理しなければならない。したがって、被援助国政府とのE/N（契約）締結後に外務省からJICAに資金が支出されてから、被援助国政府等に支払いが行われるまでには相当程度の時間を要するため、支払前資金は制度上必ず発生するものであり、ゼロにできるものではない（一般的に事業完了まで4-5年を要することが多い。）。
- ◆加えて、実施主体が被援助国政府であり、日本国内の事業とは比較にならないほど不確実性（政変や治安悪化、手続き遅延等）が存在するため、事業が計画通りに進捗しないケースがどうしても発生してしまう。

2. 支払前資金の推移

令和7年度末の国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力案件の支払前資金の額は**1,203億円**。令和6年度末の1,442億円から**239億円の削減**。



令和3年11月に外務省が発表した改善策

一定期間が経過した案件への対応

- 以下の案件については、案件の打切り・国庫返納の可能性を含めて検討し、先方政府と協議を行う。
ただし、その際はなぜこうした遅延が生じているか、個別の事情を精査する。
 - ア 閣議決定の翌年度末までに交換公文（E/N）及び贈与契約（G/A）を結べなかった案件
 - イ G/Aが定める資金供与期限を超えた案件
 - ウ 中断が長期化する等して、閣議決定から5年が経過した案件（国債案件は、最終年度における閣議決定と同じ日付から5年が経過した場合、または、案件の長期中断が明白となった場合）で、具体的な案件終了の見通しが立っていないもの
- 今後、案件の実施前に、上記の方針につき、先方政府に書面で説明を行い、理解を得る。

独立行政法人国際協力機構法（「計画の中断」関連）

第35条第3項

機構は、第1項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画が中断したと外務大臣が認めるときは、その時点において当該計画の贈与等に充てるために必要となることが見込まれる資金を除き、当該計画のために管理している資金を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、当該計画のために管理している資金の全部又は一部を当該計画が中断したと外務大臣が認めた日を含む事業年度の翌事業年度までの贈与等に充てることができる。